

令和7年度第2回山口市子ども・子育て会議 議事事項

(1) 山口市こども計画の変更・追加について

〔資料1〕山口市こども計画（変更・追加）

① 利用者支援事業の変更について（資料1 第5章(8)）

〔資料2〕利用者支援事業

<事務局から>

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括支援事業」が創設され、地域子ども・子育て支援事業に位置付けることとなったため、利用者支援事業に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設け、「取組内容」の整理について、委員の皆様の御意見を伺うものです。

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「取組内容」の追加について

（資料1 第5章(13)）

<事務局から>

国において、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正（令和7年9月29日）され、新たに「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供体制に関する事項」が追加されたことから、「取組内容」の追加（資料1）について、委員の皆様の御意見を伺うものです。

③ こども・子育て支援事業債の活用について（資料1 第7章）

〔資料3〕こども・子育て支援事業債の創設

〔説明〕こども・子育て支援事業債の活用について

<事務局から>

山口市こども計画へ新たに「第7章 こども・子育て支援事業債の活用」を追加し、計画期間である令和11年度までの期間において、該当する事業を位置付けるため、委員の皆様のご意見を伺うものです。

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業所の認可について

〔資料4〕乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所の認可に係る意見聴取資料

〔資料5〕認可予定事業所詳細

<事務局から>

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されました。

乳児等通園支援事業は、市町村による認可事業として位置づけられ、民間事業者が事業を実施するためには市町村の「認可」を受ける必要があります。

児童福祉法第34条の15第4項の規定により、市町村長は、乳児等通園支援事業の実施事業所の認可をしようとするときは、「あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。」とされておりますことから、委員の皆様のご意見を伺うものです。

(3) 現在休園中の保育園の廃園について

〔資料6〕八坂保育園の廃園について

<事務局から>

未就学児の減少に伴い、平成31年4月から休園中の八坂保育園については、休園以降、同園の再開及び入園希望に関する本市への相談もなく、今後も未就園児の増加が見込めないほか、施設等においても経年劣化による老朽化が著しい状態にあるため、令和7年度末をもって廃園とするものです。

廃園に伴いまして、令和8年3月定例市議会において、条例改正（山口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例）の議案を提出いたします。

(4) 認定こども園への移行に伴う、利用定員の設定について

〔資料7〕認定こども園一覧

<事務局から>

令和8年4月より、4つの保育施設が保育所型認定こども園に移行することに伴い、新たに1号認定子どもの利用定員を設定するものです。各施設とも利用定員を5人に設定されますのでご報告いたします。